

医療扶助・健康管理支援等に関する検討会

開催要綱

1. 目的

生活保護の医療扶助・健康管理支援に関しては、都道府県による市町村支援の枠組みが本年4月に施行され、福祉事務所による健康管理支援事業は施行後5年目を迎えている。

生活保護受給者は、国民全体よりもさらに高齢化が進み、生活習慣病の罹患率も高く、健康づくりや生活習慣病予防・重症化予防、ポリファーマシー対策など医薬品の適正使用に向けた支援を強化する必要がある。同時に、孤独・孤立や精神面の不調など個々が抱える課題は幅広く、医療・健康面と生活面の両面から支援していく観点も重要である。

また、昨年3月から医療扶助のオンライン資格確認の運用を開始している中、医療機関・福祉事務所等の業務効率化や本人の健康増進・適正受診を進めるため、医療DX・介護DXの動向等も踏まえつつ、さらなるデジタル化やデータ活用に取り組んでいく必要がある。

このため、医療扶助や健康管理支援等に関する諸課題について検討することを目的として、本検討会を開催する。

2. 検討事項

本検討会においては、次の事項について検討を行う。

- (1) 効果的な健康管理支援の在り方
- (2) 医薬品の適正使用や適正受診に向けた取組等の在り方
- (3) 医療扶助・健康管理支援や介護扶助におけるデジタル化やデータ活用の在り方
- (4) その他の医療扶助等に関する課題

3 検討会の構成委員等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 構成員のうち1人を座長として厚生労働省社会・援護局長が指名し、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に社会・援護局保護課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は厚生労働省社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催することとし、検討会の庶務は社会・援護局保護課で行う。
- (2) 検討会の議事は、原則として公開する。

別紙

医療扶助・健康管理支援等に関する検討会
構成員名簿

石川 雅重	兵庫県福祉部地域福祉課長
今村 英仁	日本医師会常任理事
大杉 和司	日本歯科医師会常務理事
尾形 裕也	九州大学名誉教授
小塩 隆士	一橋大学経済研究所特任教授
竹内 智雄	東大阪市生活支援部長
津下 一代	女子栄養大学教授
西岡 大輔	京都大学大学院医学研究科特定准教授
松本 珠実	日本看護協会常任理事
村杉 紀明	日本薬剤師会常務理事
横田 正明	千葉県保健福祉局次長

(五十音順)